

週休2日制適用工事試行要領（令和2年6月版）

（目的）

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、千葉県では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事（以下、「適用工事」という。）を試行する。この要領は、適用工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 週休2日制とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間とは、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

5 現場着手日とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

6 現場完成日とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

（対象工事）

第3条 適用工事は、県土整備部が発注する工事（営繕関係工事、港湾関係工事は除く）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

（1）現場施工が1週間未満の工事

（2）適用工事に適しないと判断される工事

1）通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

2）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例①災害復旧工事 ②供用時期が公表され施工条件の制約が厳しい工事 等

（実施方法）

第4条 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。

2 発注者は、発注者指定型の公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

3 発注者指定型は、工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。

- 4 受注者希望型は、工事契約後速やかに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、週休2日制の実施希望の有無について協議すること。
- 5 発注者指定型及び週休2日制を希望した受注者希望型の受注者は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した工事打合せ簿により、監督職員と対象期間について協議すること。
また、対象期間内における現場閉所予定日がわかる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。
- 6 受注者は、現場閉所を行う時は、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
 - ①工程表等で監督職員が事前に把握している場合
 - ②官公庁の休日の場合
- 7 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。
 - ① 工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
 - ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
 - ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
- 8 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）と併せて、チェックリスト（別紙3）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。
- 9 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。
なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により閉所の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

（積算方法）

第5条 発注者は、週休2日制の取り組みに対して、現場の閉所状況に応じて、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて設計変更を行うものとする。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

- ・ 4週6休とは、現場閉所率が21.4%以上25.0%未満をいう。
- ・ 4週7休とは、現場閉所率が25.0%以上28.5%未満をいう。
- ・ 4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%以上をいう。

(工事成績)

第6条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

(実施の明示)

第7条 発注者指定型及び週休2日制を希望した受注者希望型の受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙4）。

(その他)

第8条 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、技術管理課と協議すること。

附 則

この要領は、令和元年8月9日から施行する。

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

特記仕様書記載例

1 発注者指定型

(週休2日制適用工事)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事（発注者指定型）である。

2 受注者は、原則週休2日制で施工すること。

3 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領（令和2年6月版）」に基づき行うこと。

2 受注者希望型

(週休2日制適用工事)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事（受注者希望型）である。

2 受注者は、契約後速やかに、週休2日制の実施の有無について、監督職員と協議すること。

3 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領（令和2年6月版）」に基づき行うこと。

週休2日制適用工事 チェックリスト

事務所名 ○○事務所

工事名 ○○工事

受注者名 ○○工務店

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
7月1日	水			
7月2日	木			
7月3日	金			
7月4日	土			
7月5日	日			
7月6日	月			
7月7日	火			
7月8日	水			
7月9日	木			
7月10日	金			
7月11日	土			
7月12日	日			
7月13日	月			
7月14日	火			
7月15日	水			
7月16日	木			
7月17日	金			
7月18日	土			
7月19日	日			
7月20日	月			
7月21日	火			
7月22日	水			
7月23日	木			
7月24日	金			
7月25日	土			
7月26日	日			
7月27日	月			
7月28日	火			
7月29日	水			
7月30日	木			
7月31日	金			

現場閉所日

0

0

対象期間

31

31

今月の閉所率

0.0%

0.0% ※設計変更は月ごとではなく
全体の閉所率で判断！

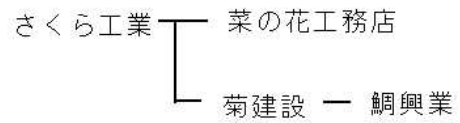
【工事掲示板】

週休2日制適用工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼り付け
(A3サイズ相当)

施工体系図



施工体制台帳

施工体制台帳

施工体制台帳

建退協